

京都市教育長訓令甲第2号  
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第3条学校指導課の款の次に次の1款を加える。

部活動地域展開準備室

- (1) 中学校の部活動の地域展開に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 中学校の部活動の地域展開に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 中学校の部活動の地域展開に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)